

声 明

2020年12月17日

首都圏建設アスベスト訴訟原告団
首都圏建設アスベスト訴訟弁護団
首都圏建設アスベスト訴訟統一本部

1 2020年12月14日、最高裁判所第1小法廷（深山卓也裁判長）は、首都圏建設アスベスト（東京）第1陣訴訟（一審原告359名）において、一審被告国が申し立てた上告を不受理とするとともに、一審原告らの上告受理申立のうち、一審被告国に対する関係については、一人の原告を除き上告不受理とし、一審被告建材メーカーらに対する関係では、334名の原告（被災者数308名）の上告を受理した（一審被告メーカー12社）。

これにより、一審被告国との関係では、原審の東京高等裁判所第10民事部（大段享裁判長）判決（認容額22億8147万6351円）が確定し、建材メーカーとの関係では、その賠償責任を全否定した同判決が見直されることとなった。

2 国の責任について

これにより、1975(昭和50)年10月1日（改正特化則施行日）以降2004(平成16)年9月30日（改正安衛令施行日前日）までの間、事業主に対し、吹付け工を含む屋内作業者が石綿粉じん作業に従事するに際し防じんマスクを着用させなければならない義務を罰則をもって課すとともに、これを実効あらしめるため、石綿含有量重量比5%以下のものを含め建材への適切な警告表示（現場掲示を含む。）を義務付けるべきであったにもかかわらず、これを怠った国の責任が確定した。

また労働者とともに建設現場において、石綿粉じん作業に従事する一人親方及び中小事業主で労災保険特別加入制度の加入資格を有する者（解体作業に従事する者を含む）に対する国の責任も確定した。

なお、一審被告国に対する一審原告の上告が受理された一審原告1名（原判決で敗訴した者）についても対建材メーカーとともに2021年2月25日に弁論が開かれることになっているため、国の責任を否定した原判決が見直されることは間違いない。

3 建材メーカーらの責任について

原判決は、国交省データベースや一審原告らが提出したシェア資料の信用性を否定し、また建材使用の偶然性をも否定する判断をすることで、建材メーカーらの共同不法行為の成立を否定した。

一審原告らは、原判決の上記の判断は誤りであり、建材メーカーらは加害者不明の共同不法行為（民法第719条1項後段の類推適用）の責任を負うべきであるとして上告受理申立をした。最高裁はこの一審原告らの上告を受理し、弁論期日を2021年2月25日午後2時に指定した。

したがって、最高裁が、上記の共同不法行為を否定した原判決を変更し、一審原告ら（被災者）が石綿関連疾患に罹患した主な原因である主要曝露建材について高いシェアを有する建材メーカーらの共同不法行為責任を認める判決を言い渡す可能性が十分にあると考えられる。

4 国は建設アスベスト被害者に謝罪し、全ての建設アスベスト訴訟を早期に解決するとともに、建設アスベスト被害者補償基金を創設せよ

原判決は2018年3月14日に言い渡されたが、この時点で国は8連敗しており、国の責任は不動のものとなっていた。そこで、一審原告らは、原判決直後に、国に対し、原判決を真摯に受け止め、無用な上告をせずに本件を早期全面解決をするよう申し入れたが、国は、不当にも上告受理申立を行った。その結果、判決の確定が2年半以上も延び、その間に19名もの原告が、解決を見ることなく亡くなった。

国の連敗により原判決の結論が覆る可能性がほとんどないにもかかわらず、一審原告らの切実な訴えにも耳を貸さず、不当な上告受理申立を行って解決の引き延ばしを図った国の責任は極めて重く、厳しく批判されなければならない。

今回、最高裁の決定により建設アスベスト訴訟における国の責任が初めて確定した。しかも、一人親方及び中小事業主に対する国の責任も確定した意義は極めて大きい。現在、本件を含め6件の同種事件が最高裁に係属するほか、3高裁、9地裁にも事件に係属しており（被災者原告数は933名（2020年8月31日現在））、今回の最高裁の決定は、本事件だけでなく、これら全ての事件における国の責任を確定させる意義を有している。

2008年5月16日に本件が東京地裁に提訴されてからすでに12年半が経過した。現在までの間に国は14件連続で敗訴判決を受けている。全国の原告弁護士は、判決が出るたびに国に対し、早期全面解決を求めてきたが、国は、これを拒否し続けてきた。

本最高裁決定により国の法的責任が確定した以上、解決の引き延ばしは許されない。すでに7割以上の被災者原告が死亡している現状を踏まえ、国は、直ちに原告ら被害者に真摯に謝罪するとともに全ての建設アスベスト訴訟を早期に全面解決すべきである。

また、アスベスト関連疾患による労災認定者は毎年1000名を超え、建設業が過半数を占めている。これらの被害者についても国は同様に救済すべき義務を負っており、早期救済を実現するためには、「建設アスベスト被害者補償基金」を創設することが求められている。そのために国は速やかに原告らとの協議のテーブルに着くことを決断すべきである。

そして、建材メーカーらも、早期全面解決の立場に立ち、速やかに基金制度創設に同意するとともに国に積極的に働きかけるべきである。

今回の最高裁決定は、全ての建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の礎となるものである。私達は、建設アスベスト被害者の完全救済とアスベスト被害の根絶のため、全国の被災者、労働者、市民と連帯して、新たな一步を踏み出す決意である。

以上